

届出製造・修理・販売事業の廃止に必要な書類等

平成30年3月
宮城県計量検定所

1 本社、事業所、営業所等での届出事業を全部廃止する場合

- 「事業廃止届」(計量法施行規則「様式第7」) ※別紙記載例参照

⇒ 必要部数＝製造事業：正本1通、副本2通

＝修理事業又は販売事業：正本1通、副本1通

2 本社等での届出事業は継続するが、特定の工場、事業所、営業所などの届出事業を一部廃止する場合

- 「届出書記載事項変更届」(計量法施行規則「様式第3」)

※別紙記載例参照

⇒ 必要部数＝製造事業：正本1通、副本2通

＝修理事業又は販売事業：正本1通、副本1通

※ なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」

も提出(同封)して下さい。これは、副本1通を、届出者に返戻する際に使用するものです。